## 議案第11号

あきる野市観光施設に係る指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成29年2月21日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

## 提案理由

あきる野市観光施設に係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法(昭和22 年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、提出する。

あきる野市観光施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

公の施設の名称	指定管理者の名称及び所在地	指定の期間
秋川橋河川公園	一般社団法人あきる野市観光協会 あきる野市舘谷台16番地	平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで
第1水辺公園リバーサイドパークーの谷	一般社団法人あきる野市観光協会 あきる野市舘谷台16番地	平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで
第4水辺公園秋川ふれ あいランド	一般社団法人あきる野市観光協会 あきる野市舘谷台16番地	平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで